

## “高知県内業者の活用及び県内産品の優先使用 並びに地元業者へのご配慮を”

高知県内の経済の活性化と雇用の確保を図るため、工事の下請において県内の業者で施工可能なものは、県内の業者と契約していただくようご協力をお願いします。

また、使用する資材等につきましても、特記仕様書に明記していますように、県内産品を優先使用していただくようご協力をお願いします。

なお、工事の下請や資材の調達等に当たっては、それぞれの地域の地元業者の活用など、地域の厳しい経済状況にもご配慮くださいますよう、併せてお願いします。

高知県土木部

### 公共事業の県内業者への優先的発注並びに地元 産品の優先使用を求める決議

公共事業については、交通などの社会基盤の整備を促進する面と併せて、経済効果を高めていく面があり、地域経済の活性化や雇用の確保に大きな役割を担っている。

県経済において公共事業は大きなウェイトを占めており、長期にわたる景気低迷により民間からの受注に多くを望めない厳しい経営状況にある県内業者にとって、公共事業に係る工事等の受注を確保することは、技術力や経営力を向上させる上で極めて重要であり、そのことが県経済の活性化に寄与することは明らかである。

よって当県議会は、下記のことについてその実現を強く求めるものである。

#### 記

1. 公共事業の発注に当たってはこれまで以上に県内業者を優先すること。
2. 県内業者の下請の活用及び地元産品の優先使用を図ること。

以上決議する。

平成12年10月13日

高 知 県 議 会

請負者の皆様へ

日頃は、高知県行政にご理解、ご協力ありがとうございます。

ご承知のように、高知県では、高知県産出(注1\*)の木材優先使用及び高知県内産資材(高知県内で製造・加工された資材)の優先使用に取り組んでおり、その中で、木材(注2\*)とコンクリート二次製品の使用については、入札参加資格審査(業種別では土木一式工事のみ対象)における評価項目とし、19年度資格者名簿への登載のための資格審査から適用することにして

います。  
そのために、高知県発注工事での県内産資材使用状況を施工計画書における主要材料の記載で確認することとしています。

この主要材料の様式は、建設工事技術者研修資料(平成17年6月)p172に掲載していますが、一部様式を変更しましたので、施工計画書を作成する際は、別添様式(注3\*)で提出をお願いします。

また、主要材料の記載内容が確定した後、監督職員の署名・押印を受けて下さい。

注1\*

高知県産出の木材・・・高知県内の山林で育成した木

注2\*

木材にかぎり、高知県内の山林で育成した木を高知県内で製造・加工した製品が県内産資材として評価の対象となります。

注3\*

高知県HP建設管理課ページ積算設計各種基準等に関するお知らせにも掲載しています。

## 5 主要材料（記載例）

記載内容が確定後、監督職員の署名・押印を受けてください。

監督職員確認欄 職氏名 \_\_\_\_\_

工事番号  
工事名  
工期

年度 第 号

別添様式

平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

分類	品名	規格寸法	予定数量	製造者	納入者	品質証明 (有・無)	JISマーク表示 (有・無)	搬入時期	県内産資材	木材証明書
コンクリート二次製品	ボックスカルバート	H2m×B3m×1.5m	5基	〇〇コンクリ	△△建材	○	○	10月10日頃	-	
木材	丸太	末口 12cm	50本	〇〇製材	△△商事			10月10日頃	○ 注1	○
〃	梁材	30cm×50cm×5m	5本	〇〇工業				10月15日頃	- 注2	-
〃	車止め	主要な材料のみの記載でよい。	10個	〇〇工業		○		10月20日頃	- 注3	○
〃	横断防止柵	径5cm	50本	〇〇工業	△△商事	○		10月15日頃	- 注4	-
その他	粒調碎石	0-30	100m <sup>3</sup>	〇〇碎石(株)	〇〇碎石(株)	○		10月15日頃	○	
〃	再生碎石	RC40	300m <sup>3</sup>	〇〇碎石(株)	〇〇碎石(株)	○		10月20日頃	○	
〃	生コンクリート	21-8-40 BB	150m <sup>3</sup>	〇コンクリート(有)	〇コンクリート(有)		○	10月 1日頃	○	
〃	ガードレール	Gr-C-2B	100m	〇〇建材工業(株)	△△商事	○		10月20日頃	-	
〃	厚層基材吹付け	t=5cm	200m <sup>2</sup>	〇〇株式会社	〇〇商事	○		9月10日頃	○	

※分類欄に、コンクリート二次製品、木材、その他資材の区別を記入すること

※品質証明(有・無)の欄には、品質証明書等のある場合にのみ○印を記入すること。(使用材料の品質証明書等は受注者が保管すること。)

※実際に使用する材料を記入すること。

※JISマーク表示(有・無)の欄には、旧JIS認定又は新JIS認証のある場合にのみ○印を記入すること。

※納入者の欄には、該当する資材の購入先を記入すること。製造者から直接、購入する場合は製造者名を記入すること。

※県内産資材の記入欄は、高知県内で製造・加工された資材を使用する場合に、○印を記入すること。(必要に応じて製造者の所在地が確認できる資料を整備しておくこと。)

※木材証明書の記入欄は、県産木材使用(納入)証明書(高知県内の山林で育成した木であることの証明)がある場合に、○印を記入すること。

※木製型枠、工事看板等の仮設材料は記載の対象とならないので注意すること。

### 木材製品の記入について

注1: 高知県内の山林で育成した木を高知県内で製造・加工している場合

注3: 高知県の山林で育成した木を県外で製造・加工している場合

注2: 県外の山林で育成した木を高知県内で製造・加工している場合

注4: 県外の山林で育成した木を県外で製造・加工している場合



# 下請契約における注意事項等について

高知県土木部

県の工事を下請に出す場合は、次の事項について注意してください。

## 1 適正な下請契約の締結

- (1) 契約の締結は、建設工事標準下請契約約款又はこれに準じた契約書によること。
- (2) 契約の当事者は対等な立場で十分協議のうえ、施工責任範囲及び施工条件を明確にするとともに、適正な工期及び工程を設定すること。
- (3) 請負価格は、施工責任範囲、工事の難易度、施工条件等を反映した合理的なものとする。また、消費税及び地方消費税額相当分を計上すること。
- (4) 請負価格の決定は、見積及び協議を行う等の適正な手順によること。
- (5) 下請契約の締結後、正当な理由がないのに請負価格を減じないこと。
- (6) 下請契約額が500万円（建築一式工事は1,500万円）以上のときの下請業者は、建設業の許可を受けていること。

## 2 適正な代金支払等

- (1) 代金の支払は、できる限り現金払とし、現金払と手形払を併用する場合であっても、支払代金に占める現金の比率を高めるとともに、少なくとも労務費相当分については、現金払とすること。
- (2) 注文者が前払金の支払を受けたときは、受注者に対して、資材の購入、建設労働者の募集その他、建設工事の着手に必要な費用を現金で前払金として支払うよう適切な配慮をすること。
- (3) 手形期間は、120日以内で、できる限り短い期間とすること。また、一般の金融機関による割引を受けることが困難であると認められる手形を交付しないこと。
- (4) 注文者は、受注者が倒産、資金繰りの悪化等により、関係者に損害を与えることのないよう十分配慮すること。
- (5) 資材業者、建設機械又は仮設機材の賃貸業者等に対しても上記2、(1)から(4)までの事項に準じた配慮をすること。

## 3 再下請契約においても上記1、2は同様であるので、下請業者にその内容を周知させること。

## 4 施工体制台帳及び施工体系図の作成等

下請契約を行ったときは、施工体制台帳を作成し、工事現場に備え置くとともに、施工体系図を作成し、工事現場のみやすい場所に掲げること。

請負者各位

高知県土木部長

### 下請契約における代金支払の適正化等について

下請契約における下請代金の設定にあたっては、見積依頼書の提示及び建設業法施行令第6条で定める見積期間の設定、明確な経費内訳による見積書の提出、それらを踏まえた双方の協議等の適正な手順によるとともに、賃金等に加えて必要な諸経費を適正に考慮しなければなりません。

このことに関して、公共工事設計労務単価を見積等の参考資料として取り扱う際の留意事項について説明させていただきます。

公共工事設計労務単価は、そもそも、公共工事の工事費積算に用いるためのものであり、下請契約における労務単価や、雇用契約における労働者への支払賃金を拘束するものではなく、また、所定労働時間8時間当たりの労務単価として設定したものであって、所定時間外の労働に対する割増賃金や、現場管理費、一般管理費等の諸経費は含まれておりません。

したがって、公共工事設計労務単価を見積等の参考資料として取り扱う際には、労働者の賃金等に加えて下請会社に必要な現場管理費及び一般管理費等の諸経費を適正に考慮する等、公共工事設計労務単価の意味を理解のうえ、それを踏まえた取り扱いをお願いします。